令和6年10月分(令和6年12月支給)から 児童手当制度が変わります!

●児童手当制度改正の変更点

	旧制度(令和6年9月分まで)	新制度(令和 6 年 10 月分以降)
支給対象	対象児童を養育している市内在住の方	対象児童を養育している市内在住の方
対象児童	中学生修了までの国内に住所を有する児童	高校生年代までの国内に住所を有する児童
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額あり	所得制限なし (ただし、児童手当受給者は所得が高い方になります)
手当月額	 ○3歳未満:一律15,000円 ○3歳から小学校修了まで 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 ○中学生:一律10,000円 ○所得制限限度額以上、所得上限限度額未満一律5,000円 年3回 	●3 歳未満 第1子・第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ●3歳から高校生年代 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
多子加算のカウント方法	2月、6月、10月の15日 親等の経済的負担がある 18歳到達後最初の3月31日までの児童 (例)21歳、16歳、13歳、7歳の場合 21歳(カウントに含まない)支給なし 16歳(第1子)(カウントに含む)支給なし 13歳(第2子)月額10,000円 7歳(第3子)月額15,000円	2月、4月、6月、8月、10月、12月の15日 親等の経済的負担がある 22歳到達後最初の3月31日まで (例)21歳、16歳、13歳、7歳の場合 21歳(第1子)(カウントに含む)支給なし 16歳(第2子)月額10,000円 13歳(第3子)月額30,000円 7歳(第4子)月額30,000円

●制度改正により新たに申請が必要な方(児童手当受給者は所得が高い方になります)

- ※受給資格者が公務員である場合は職場での受給となります。職場へお問い合わせください。
- ※受給資格者が伊佐市外に住民登録している場合、住民登録地へお問い合わせください。

新規申請

- ・児童が高校生年代(H18.4.2~H21.4.1 生まれ)のみのため、児童手当を受給していない場合
- ・所得上限額超過のため、児童手当を受給していない場合

増額申請

- ・児童手当を受給中だが、大学生年代(H14.4.2~H18.4.1 生まれ)の子を含めると3人以上の子がいる場合
- ・児童手当を受給中だが、高校生年代(H18.4.2~H21.4.1 生まれ)の児童について、算定児童として登録されていない場合

申請手続きの有無は家庭状況により異なるため、18 歳以下の児童がいる全ての世帯へ通知を発送しています。この通知や手続き確認フローチャート、ホームページ等をご確認いただき、必要に応じて申請してください。

●提出物

世帯の状況によって異なります。別紙「児童手当 制度改正 手続き確認フローチャート」を実施のうえ、提出物をご確認ください。市ホームページに申請書類や記入例を掲載しています。

●申請方法(申請については、窓口・郵送で行うことができます)

郵送

郵送先 〒895-2511 伊佐市大口里 1888 番地 伊佐市役所 こども課 子育て支援係「児童手当制度改正担当」

※受給者の本人確認ができるマイナンバーカードや免許証等の顔写真面の写しを同封してください。

窓口

伊佐市役所 大口庁舎 こども課 子育て支援係 菱刈庁舎 地域総務課 市民窓口係

●申請期限と支給日について

申請期限	支給日	
令和6年 10 月 31 日(木)	令和6年 12 月 13 日(金)	
で配り中 IU 月 3 I 口(小)	制度改正後初回支給(令和6年10·11月分)	

- ※児童手当は、原則、申請した月の翌月から支給となりますが、今回の制度改正についての申請は、令和7年3月31日(月)までに申請いただければ、令和6年10月分からさかのぼって(又は差額分を)支給されます。
- ※令和7年4月1日以降に申請された場合は、申請した月の翌月分からの認定になります。それまでの月分については支給されませんので、ご注意ください。

●児童手当制度改正の Q&A

◇申請書の手続き等について

- Q1:現在、児童手当を受給してるが、受給者は全員申請をしないといけないか?
- A1:児童手当の制度改正の影響を受けない受給者は手続きの必要はありません。 例えば、児童が中学生以下のみの世帯は申請の必要はありません。
- Q2:新制度の支給額はいくらになるか通知はあるか?
- A2:申請された方や支給額が変更になった方には、令和6年 10 月以降に認定通知書等を送付します。 なお、制度改正により、年3回送付していた支払通知書は廃止となりました。
- Q3:所得制限により児童手当を受給していなかったが、手続きはどのようにすればよいか?
- A3:新規申請(児童手当認定請求書)等の提出が必用です。

◇高校生年代(H18.4.2~H21.4.1 生まれ)について

- Q4:現在、児童手当を受給してるが、高校生の児童の申請をしないといけないか?
- A4:基本的には申請の必要はありません。ただし、<u>高校生年代の児童が本市の児童情報の記録に登録されていない場合には増額申請(額改定請求書)等の必要があります。</u>

確認の際には、伊佐市こども課へお問い合わせください。

- Q5: 高校生年代の児童が仕事をして収入を得ている場合、児童手当の対象となるのか?
- A5:児童が、自ら生計を維持するのに足りる就労収入がある場合や、父母等と別居していた場合でも、 児童と定期的な面会や連絡をしている等、監護の実態があれば対象になります。

◇大学生年代(H14.4.2~H18.4.1生まれ)について

- Q6:子どもが3人いて、21歳の子は既に就職しており独立し、生計を営んでいるが、多子加算の対象となるのか?
- A6:対象となりません。ただし、<u>父母等が日常生活上の世話及び必要な保護をしていることと生活費の相当部分を負担している</u>場合、監護に相当すると言えます。その時は、「相当監護・生計費の負担についての確認書」を提出することで対象となります。